

議案第 28 号

平成 30 年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度岩倉市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 73,913 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,535,769 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 2 月 22 日提出

岩倉市長 久保田桂朗